第3回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市特定個人情報保護条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講じ、特定個人情報を保護するために、新たに制定するものです。

◆三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例

現行の個人情報保護条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等との整合を図り、的確な対応を図るための規定を整備するものです。

◆三鷹市常勤の特別職職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、三鷹市特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長を加えるものです。

◆三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、個人番号を記載した住民票の写しの交付手数料に関する経過措置を定めるほか、規定を整備するものです。

◆三鷹市心身障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

市が独自に支給対象としていた「点頭てんかん」について、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給対象となったため、規定を整備するものです。

補正予算

◆平成27年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億7千246万2千円を追加し、総額を701億7千391万8千円とするとともに、地方債の補正を行うものです。主な内容は、歳出予算において、名誉市民顕彰関係費の計上、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業費の増額、まちづくり施設整備基金積立金の増額、税収払戻金及び還付加算金の増額、市民体育祭関係費の増額などを行うものです。

2015みたかスポーツフェスティバル
（気軽にできるニュースポーツのコーナー）

決算

◆平成26年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

◆平成26年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成26年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成26年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成26年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成26年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

※　以上6件の決算議案については3面に関連記事

契約

◆新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る多機能複合施設（仮称）の整備に関する委託契約に係る契約の金額の変更について

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る多機能複合施設（仮称）の整備に関する委託契約について、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、インフレスライド条項の適用等により概算の契約金額を、48億1千357万5千円から51億8千793万8千円に増額するものです。

人事

◆教育長の任命について

髙部　明夫氏（再任）

◆教育委員会委員の任命について

須藤　金一氏（新任）
髙橋　京子氏（新任）

◆総合オンブズマンの委嘱について

中村　一郎氏（再任）
片桐　朝美氏（再任）

その他

◆新川防災公園（仮称）の公園施設等の取得に係る予定価格の変更について

新川防災公園（仮称）の公園施設等の取得について、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、インフレスライド条項の適用等により取得予定価格を57億600万円から57億9千189万8千円に増額するものです。

◆調停の申立て等について

平成10年10月に三立電子工業㈱から三鷹市が寄附を受けた建物の一部について、寄附者の一代に限り本件不動産の無償使用を認める趣旨で覚書を締結して使用を認めていましたが、寄附者が亡くなった以降も返還されないため、本件不動産の返還を求めるため、裁判所に民事調停を申し立てるものです。

◆名誉市民の推挙について

津村　節子氏

長年三鷹市に在住し、多くの小説等を著作し、作家として高い評価を得ている津村節子氏の功績をたたえるため、三鷹市の名誉市民に推挙するものです。

議員提出議案

意見書（要旨）

◆地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引き上げ時には、これをさらに進めることとした。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとされており、法人住民税の国税化のさらなる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。現在、本市には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

◆障がい者（児）等の入院中の介護ニーズに応じた十分なサービスの提供を求める意見書

障がい者（児）が入院した場合、在宅時と同等かそれ以上に濃密な介護が必要になるが、医療機関においては、障がい者(児)の介護ニーズに十分対応できていない。このため、当事者または家族から、身体的にも、経済的にも大きな負担がかかっていることについて早期の改善要望がある。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の理念に基づき、こうした課題について的確に対応していく必要がある。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、入院中の障がい者（児）の置かれている現状を真摯に受けとめ、次の措置を講じ、医療機関において、障がい者(児)の介護ニーズに応じた十分なサービスが提供できる仕組みを構築するよう強く要請する。(1)入院中の重度障がい者（児）の介護ニーズに応じた十分な看護が提供されるよう速やかに対策を講じること。(2)院内看護で不足する部分については、必要に応じて障がい福祉サービスを利用できるよう制度整備を図り、財政措置を講じるとともに、看護師が行う「看護」と介護福祉士・ヘルパー等が行う「介護」との関係について、整理・調整を行うこと。

決議

◇調布飛行場における小型航空機墜落事故に関する決議

平成27年7月26日午前11時ごろ、調布飛行場を離陸した小型航空機が調布市内の住宅地に墜落し、住民1人、乗員2人が死亡、住民及び消防士が6人、乗員3人が負傷するという非常に痛ましい事故が発生した。今回の事故は調布飛行場に常駐する自家用機によるものであり、これまで地元3市から、調布飛行場の管理運営者である東京都に対して、飛行場の安全対策の徹底を求めるとともに、自家用機の削減について再三にわたり強く要請してきた中で、このような事故が起こったことは極めて遺憾である。また、安全対策が図られたとして、今回の事故を踏まえ自粛要請がなされてきた事業機の運航が、東京都の判断により去る9月1日から再開されたところであるが、さきに東京都において開催した地元3市での住民説明会では、これまで本市議会を含め地元3市が要請してきた地元住民の不安が抜本的に解消されたとは言いがたい状況にあることは遺憾である。よって、本市議会は、東京都に対し、市民の生命・財産を守る立場の地元市議会として、今回の事故発生に対し厳重に抗議するとともに、次の事項について強く求めるものである。(1)早期に墜落事故の原因を究明するとともに、地元住民に対して丁寧に説明し、さらなる不安解消に努めること。(2)地元3市との協定書、覚書の遵守はもとより、徹底した再発防止策を行い、地域住民の安全安心な生活環境を確保すること。(3)被害に遭われた方の支援に万全を期すること。(4)適切な対策が行われるまで、自家用機の離着陸を禁止するとともに、今後の自家用機の運航停止を視野に、さらなる削減を図ること。(5)事業機の運航に当たっては、さらなる安全対策と運行ルールの厳守を徹底すること。